

提供日 2023/05/10  
タイトル 令和4年度セクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果  
担当 教育委員会 教育総務課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課  
連絡先 勤務条件・監察班  
TEL 054-221-3580



### (概要)

令和4年度に実施した県立学校及び公立小中学校の児童生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に関する実態調査の結果をまとめた。

### (調査結果等)

#### 1 実態調査の目的

##### (1) 潜在的事案の早期発見

学校内における児童生徒の実態を把握し、重大事案につながる潜在的事案の早期発見と対応を行う。

##### (2) 意識啓発

教員については、生徒指導等をハラスメントの視点から見直すことで適切な指導の共通理解を図り、安心・安全な教育活動につなげる。

児童生徒については、身体的、精神的に困ったことがあった場合には一人で悩まず、声をあげる等、自己管理の意識を高める。

#### 2 調査方法

##### (1) 対象

すべての県立学校及び政令市立を除く全ての公立小中学校に在籍する小学5年生から高校3年生までの児童生徒（特別支援学校については、学校長が実施困難と判断した生徒を除く）

アンケート対象児童生徒数 153,394人（小学校38,938人、中学校54,885人、高校54,573人、特支4,998人）

##### (2) 実施期間

令和4年11月14日から令和5年3月3日まで

##### (3) 実施方法

啓発資料によりセクハラについて説明したうえで、児童生徒が家庭等で記載し提出（無記名も可）。回収は、担任等を介さず、管理職が行う。

#### 3 調査結果

##### (1) 概要

- ・回答者数（「セクハラを受けたと感じた」と回答した人数）139人（小60人、中55人、高19人、特5人）
- ・昨年度の回答者数から、全体で24人増加した（R3：115人）。特に、小学校の回答者数が28人増加した（R3：小32人、中52人、高28人、特3人）。
- ・強制わいせつや盗撮等、わいせつ行為に関する回答はなかったが、懲戒処分の対象となる事案が1件確認された（児童生徒性暴力等（生徒へのセクハラ）により令和5年1月26日に停職4月の懲戒処分）。
- ・距離が近い、触られたなど、一方的な接近や接触を伴う言動に関する回答が最も多く、全体の5割を占めた。

##### (2) 回答内容（教職員の言動に係るもの）

ア 学校生活（セクハラを受けたと感じた）※同一案件の重複除く

全体 126件（小49件、中53件、高19件、特5件）

・自分 90件（小36件、中35件、高15件、特4件）

・友人 36件（小13件、中18件、高4件、特1件）

イ 自分又は他人が受けたと感じたセクハラの内容（一部の事例を紹介）

(ア) 不必要な身体的接触 63件

- ・頭をなでられた。頭をポンポンと触られた。

- ・リボンが結べないときに「結んであげる」と手を伸ばされた。
- ・部活動の練習中に体や手を触れられた。
- ・休み時間終了時に教室へ戻るよう手で腰の辺りを押して促された。
- ・授業中座る姿勢を直されるとき、おしりをたたかれた。
- (イ) 不必要な接近、凝視 7件
  - ・授業中、教員の額が近接し不快に感じた。
  - ・早く着替えるよう指導するためとはいえ、更衣室への入室が頻繁すぎる。
- (ウ) 身体的特徴など羞恥心を害する内容の発言 21件
  - ・SNSで性的な内容のメッセージが送られてきた（後日懲戒処分）。
  - ・授業中に「女性の裸を見たいよな」と質問をされ、嫌な気持ちになった。
  - ・体育の授業で「太っている」「セルライトがたまっている」と言われた。
  - ・体育の授業時にすね毛の濃さをからかうような発言があった。
- (エ) 特定の性別や容姿に対する差別的対応 8件
  - ・授業中「その大きな体ならもっと大きな声を出せるはず」と言われた。
- (オ) 連絡先等個人情報への要求 3件
  - ・「卒業したら、LINEを交換したい」と声を掛けられた。
- (カ) 性別を基準とした差別的言動 6件
  - ・理科の実験で唾液を扱う時、「女子は上手に出せないから、男子がやれ」と言われ嫌だった。
- (キ) 性別による役割やらしさの強要 9件
  - ・「男のくせに」「男が泣くな」といった性差別的な発言があった。
- (ク) 望まない性での行動の強要 1件
  - ・（ジェンダーについての悩みを伝えていたが）作業等する際「男の子グループと女の子グループに分かれて」などと指示がなされて不快を感じた。

#### 4 報告事案への対応と今後の方針

- ・「セクハラを受けたと感じた」という回答があった事案については、各学校において注意指導を行い改めさせたが、再発防止を徹底するため、継続的に観察や指導を行うなど改善状況を確認する。
- ・6月の「不祥事根絶推進月間」において今回報告のあった言動（実事例）を参考とし、自らの言動を振り返るためのチェックリストを作成するなどして教職員の意識啓発を図っていく。